

(様式3)

整備計画変更概要書

市町村名 生坂村

1 変更の理由

(1) 変更理由の区分 (当てはまるものに○印)

①基本方針の変更

②農業振興地域の区域の変更

③基礎調査結果

④経済事情の変動その他情勢の推移

(2) 変更の必要が生じたと判断する具体的な理由

(具体的な理由が異なるものが複数ある場合は、各々の理由ごとに分けて記載すること。)

具体的な理由	案件番号
本事業計画者は、村内においてブドウ栽培をすべく、村農業公社において農業研修を受けている。当該計画者は令和8年度に就農を予定しており、農業経営を円滑に進めるとともに、地域に根付いた経営を行うため、村内に新築を建設を計画している。そのため、複数の候補地から絞り込みを行い農外地を選定した。なお、当該農地は現在保全管理のみ行われている状態であり、村の農業を担う新規参入者の定着を促進するため、農業振興地域整備計画の変更を行う必要があると判断した。	1
本事業計画者は、村内で灰焼きおやき店を営んでいるが、店舗の老朽化が著しいため、新築移転することとなった。これに伴い、新店舗の来客用駐車場及び従業員用駐車場が必要なため、駐車場の設置を計画している。駐車場を設置するにあたり、新店舗からの距離、営農の状況、周辺農地への影響などを勘案し土地の選定を行ったところ、耕作していない(保全管理のみ)農地があり、所有者も異存がないため、当該地に選定したものである。当該農地は現在保全管理のみ行われている状態であるとともに、周辺農地に一団の農地がないことや、村の郷土食・伝統食である灰焼きおやきの販売継続を促すことによる農業の活性化などを鑑み、農業振興地域整備計画の変更を行う必要があると判断した。	2
本事業計画者は、認定農業者として村内で農業を営む傍ら、山林の管理を行っており、切り出してきた木材を薪にして自己所有の宅地に置いている。しかし、当該地の面積に限られており、新たに薪置き場を探す運びとなった。土地選定にあたり、周辺農地や農業用施設への影響等に配慮し検討したところ、自己所有の宅地と隣接する農地を選定した。なお、当該農地は現在保全管理のみ行われている状態であり、今後も営農が見込めないことや、山林管理による鳥獣被害抑制の観点からも農業振興地域整備計画の変更を行う必要があると判断した。	3
当該申請は、前所有者が平成7年頃に農地法の理解が無いままに転用してしまい宅地となっているものである。当該転用は、令和5年に現土地所有者からの連絡により発覚したものである。これを受けて、農業委員会にて現地調査を行ったところ、今回の違反転用については、違反行為者が転用申請を失念していたものであり、所有者は是正することを望んでいるため、有識者等の助言を受けながら、速やかに是正措置を図るよう指導したものである。周辺農地への影響や農用地の利用集積への影響がないことから、農業振興地域整備計画の変更はやむを得ないと判断した。	4

2 変更の概要

(単位: m²)

	面積	用途区分				案件番号	
		農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地		
編入	0	0	0	0	0		
用途区分の変更	0	0	0	0	0		
除 具体的な 転用 案件	農家住宅	681	681	0	0	0	1
	一般住宅	404	404	0	0	0	4
	事業所等	0	0	0	0	0	
	公共施設等	0	0	0	0	0	
	農業用施設	0	0	0	0	0	
	植林	0	0	0	0	0	

(様式3)

外	その他	339	339	0	0	0	2・3
	計	1,424	1,424	0	0	0	
	自然的不適当地	0	0	0	0	0	
	(うち山林原野)	()	()	()	()	()	
	不相当地 (法第6条第3項関係等)	0	0	0	0	0	
	除外面積計	1,424	1,424	0	0	0	

3 市町村農業振興計画変更にあたっての関係団体等（農振協議会）からの意見聴取

(1) 意見聴取（農振協議会開催）年月日

令和7年7月24日

(2) 主な意見

やむを得ないものと認める。

4 基礎調査に基づく変更（総合見直し）によらず計画を変更せざるを得ない理由

申請地は山間地に位置する生産性の低い小集団農地の一部であって、除外しても周辺農地への影響は少なくやむを得ないと判断した。